令和7年11月28日更新(赤字を追加・修正)

令和7年7月4日 国土交通省住宅局建築指導課

参事官(建築企画担当)付

令和7年6月30日付国住指第150号、国住参建第1574号に関するQA

「大臣認定を取得した防耐火構造の外壁等について認定仕様に記載のない断熱材を充てんして建築することに関する注意喚起」(令和7年6月 30 日付国住指第150号、国住参建第1574号)についてお寄せいただいたご質問について、回答をいたします。

移行認定(大臣認定の内、認定番号が 9000 番台のもの)においては、使用可能とする仕様のうち最不利である仕様のいくつかを例示的に記載しているものや、試験を行っており仕様としては認められる内容が記載されていないものがあります。この他にも、移行認定について取り扱いに疑義がある場合には、認定取得者にお問い合わせの上、認定取得者を通じて下記の連絡先までお問い合わせください。

問い合わせ先 参事官(建築企画担当)付 認定班(代表:03-5253-8111)

	掲載日	Q	A
1	7/4	防火構造の外壁(耐力壁)に係る PC030BE-9201、	ご質問の PC030BE―9201、PC030BE―9189、PC030BE-9190、
	7/17	PC030BE—9189、PC030BE—9190、PC030BE—9191、	PC030BE-9191、PC030BE-9192 の認定について、認定の解釈とし
		PC030BE-9192 の認定では、屋内側の被覆について、「厚	て、以下のように取り扱って差し支えありません。
		さ75mmのグラスウール又はロックウールを充填した上で、	
		厚さ4mm の合板を張ったもの」及び「厚さ 9.5mm のせっ	木造において、グラスウール又はロックウール(厚さは問わない)を
		こうボード」の仕様が併記されており、これが同等とされて	充填した上で厚さ 9.5mm 以上のせっこうボードを張ったものについ
		いる。	ては、大臣認定不適合として扱う必要はない。
		このとき、「グラスウール又はロックウールを充填した上で、	
		厚さ 9.5mm のせっこうボードを張ったもの」についても問	
		題ないと解してよいか。	

1'	11/28	鉄骨造の防火構造の外壁(耐力壁)に係る PC030BE―9202	ご質問の PC030BE-9202 の認定について、認定の解釈として、以下
	(追記)	の認定について、屋内側の被覆は、「厚さ 75mm のグラスウ	のように取り扱って差し支えありません。
		ール又はロックウールを充填した上で、厚さ4mmの合板を	
		張ったもの」及び「厚さ 9.5mm のせっこうボード」の仕様	グラスウール又はロックウール(厚さは問わない)を充填した上で厚
		が併記されており、これが同等とされている。	さ 9.5mm 以上のせっこうボードを張ったものについては、大臣認定
		このとき、「グラスウール又はロックウールを充填した上で、	不適合として扱う必要はない。
		厚さ 9.5mm のせっこうボードを張ったもの」についても問	
		題ないと解してよいか。	
2	7/4	準耐火構造の外壁(耐力壁)に係る QF045BE―9211、	ご質問の QF045BE―9211、QF045BE-9226、QF060BE-9225 の認
	9/17	QF045BE—9226、QF060BE-9225 の認定では、グラスウ	定のうち木造については、以下のように取り扱って差し支えありませ
		ールを充填することについて、どのように取り扱うべきと考	ん。
		えるべきか。より耐熱性に優れるロックウールについてはど	
		う考えるべきか。	木造については、当初の認定取得の際にグラスウールを充填した試験
			体を用いて性能試験が行われているため、グラスウール及びより耐熱
			性に優れるロックウールの充填について、大臣認定不適合として扱う
			必要はない。
2'	11/28	準耐火構造の外壁(耐力壁)に係る QF045BE―9226、	QF060BP-9007 の認定において、QF045BE-9226、QF060BE-
	(追記)	QF060BE-9225 の認定のうち鉄骨造については、グラスウ	9225 の認定と同じ試験結果に基づいて、鉄骨造についてもグラスウー
		ールを充填することについて、どのように取り扱うべきと考	ルを充填することが可能となっていることから、ご質問の QF045BE
		えるべきか。より耐熱性に優れるロックウールについてはど	9226、QF060BE-9225 の認定のうち鉄骨造について、以下のよう
		う考えるべきか。	に取り扱って差し支えありません。
			グラスウール及びより耐熱性に優れるロックウールの充填について、
			大臣認定不適合として扱う必要はない。

〈その他いただいたご質問〉

		Q	A
1	7/9	防火構造の外壁の認定であって、屋内側についての記載がな	防火構造の外壁の認定であって、屋内側についての記載がないものに
		いものについて、屋内側に被覆を設けて、断熱材を充てんす	おいては、加熱面以外の面となる屋内側は、大臣認定仕様への適合の
		ることは、大臣認定不適合となるのか。	必要がある範囲ではないため、大臣認定不適合とはなりません。